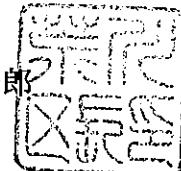




25荒防都第122号
平成25年4月30日

日本イコモス国内委員会
委員長 西村 幸夫 様

荒川区長
西川 太一郎



富士見坂の眺望保全に関する報告依頼について（回答）

日頃、荒川区の景観行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、平成24年5月24日付けで、貴会本部からいただいた「日暮里富士見坂からの富士山の眺望に関する要請文」につきましては、区としても大変に重く受け止めており、その後の取組等については、要請をいただく以前も含め、別紙1「これまでの対応経過」のとおり対応させていただいております。

なお、現在、荒川区は、「日暮里富士見坂を守る会」からの要請を踏まえ、関係区（荒川区、台東区、文京区、豊島区、新宿区）にまたがるビューライン上の関係者に対して、日暮里富士見坂からの眺望保全に関するご理解とご協力を求める小冊子を作成中でございます。

今後、荒川区から、この小冊子を関係区の景観部署においていただき、ビューライン上の建築計画が富士見坂からの眺望に影響する物件に関しては、事業主に小冊子を渡していただくよう関係区に要請していく予定です。

また、これまで関係区による意見交換会を適宜開催し、連携を図ってきましたが、今後さらに、景観に関する幅広い施策も含め、協議と連携を深めながら景観まちづくりを展開し、まちの活性化、商店街の活性化に繋げていけるよう努力していく所存でございます。

「これまでの対応経過」

① 「(仮称) 大久保三丁目西地区開発計画」への対応

- ・荒川区は、23年8月に新宿区大久保三丁目の地区開発計画の情報を入手し、9月には開発業者である住友不動産の担当者を呼び、計画の見直し等を要請いたしました。その後、電話での再度の要請を行っておりま
 - す。
 - ・また、24年7月には荒川区長名で住友不動産株式会社代表取締役社長宛に「(仮称) 大久保三丁目西地区開発計画の見直しに関する要請書」(別紙2) の提出を行いました。
- なお、事業者からの回答は、今もってない状況です。

② 文京区千駄木3丁目マンションへの対応

- ・荒川区は、24年8月に文京区千駄木3丁目マンションの建設計画の情報入手し、その後、文京区より詳細情報を聞きました。その際、文京区より日暮里富士見坂からの眺望に関することや、イコモスからの要請文について、設計者に説明するとともに建築主に伝えていただくよう、荒川区から要請をいたしました。
- 文京区からは、設計者及び建築主に上記の内容を伝えております。
- ・9月には、関係区の担当者と情報交換会を持ちました。その後も、適宜、「情報交換」を行っています。

③ その他

- ・24年10月には、荒川区から日本イコモス国内委員会理事の赤坂氏を訪ね、種々意見交換を行うとともに、「富士見坂からの眺望の予約」の理念を認識いたしました。
- ・11月には、日本イコモス国内委員会より荒川区長との面会要請を受け、12月にイコモスからは赤坂氏、荒川区からは三嶋副区長、倉門部長、松土課長で面談し、種々協議をいたしました。
- ・その後、これまで「守る会」との協議会や関係区の担当者との情報交換会を適宜開催し、現在、荒川区は、「日暮里富士見坂を守る会」からの要請を踏まえ、関係区にまたがるビューライン上の関係者に対して、日暮里富士見坂からの眺望保全に関するご理解とご協力を求める小冊子を作成中でございます。

別紙2

24荒防都第447号
平成24年7月26日

住友不動産株式会社
代表取締役社長 小野寺 研一 様

荒川区長 西川 太一郎

(仮称) 大久保三丁目西地区開発計画の見直しに関する要請書

日頃より荒川区政に対しまして、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

日暮里富士見坂は、平成16年に国土交通省より「関東富士見100景」に選ばれ、「東京富士見坂」として選定されるなど、都内で富士山の眺望を楽しめる代表的な場所の一つであります。また、現在、都心部には十六箇所の富士見坂と呼ばれる坂があり、その中で名前の通り富士山を眺望できる場所は、日暮里の富士見坂のみであります。

荒川区は、この日暮里富士見坂からの眺望を荒川区のみならず、東京都の貴重な歴史的風景遺産と捉え、将来に引き継いでいくことが大変重要なことであると認識しております。

また、この度、イコモス（国際記念物遺跡会議）から、御社をはじめ、荒川区、新宿区、台東区、文京区、豊島区及び東京都に対し、日暮里富士見坂からの眺望の保全に関する要請書が送付されました。

荒川区としては、このイコモスの決議を重く受け止め、関係区とともに連携を進めているところであります。

こうした中、御社におきまして、開発計画の見直しを行っているとの報道がありました。御社におかれましては、上記の主旨を十分にご理解のうえ、開発計画の見直しにあたっては、是非とも、建築物の高さの低減をお願い申し上げます。